

## デジタルアーカイブ学会 規約改正事項と理由

### ●第2章：目的と事業

改正事項：第3条に、本会が行う事業として、「調査および研究（受託・共同研究を含む）とその成果物の公表」を追加する。

（理由：本会が主体となり、追加事項の事業を行えることを明記するため。）

### ●第4章：会員

➤ 改正事項：新たに第8条として、「会員は、理事会の定める方法により会費を納入しなければならない。会員の会費額は総会で決定する。会費額の減免措置が必要な場合は理事会で決定する。」という規定を置く。

✓ 理由：会員の会費納入義務を明記すると共に、会費額の決定権限が原則として総会にあることと、半期会員等の措置が必要な場合の会費額の減免措置を理事会が決定できることを明確化するため。

➤ 改正事項：本会に、「名誉会員：本会の活動に関して、特別の功績があったものとして理事会が認める個人」を置くことができることとする。

✓ 理由：本会の活動に関して、特別の功績があった個人に適切な処遇を行うため。

### ●第5章：役員

➤ 改正事項：役員任期を、現行規定の「2年間」から、「選任後2年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する総会の終結のときまで」に変更する。

✓ 理由：役員任期が、総会での任命に始まり、次々年度の総会で終了することを明確化するため。

➤ 改正事項：現行規定第11条が定める役員の種類から「会長代行」を削除すると共に、現行規定第14条の会長代行に関する規定を削除し、新たに第17条に、「会長の指名により、理事のうち1名を会長代行とすることができる。会長代行は、会長の職務の執行に支障がある場合にはその会務を代行する。」という規定を置く。

✓ 理由：会長代行の役職を必置とすることをやめ、必要に応じ、会長の指名により、理事のうちから会長代行を選任することができるようにするため。

➤ 改正事項：第16条が定める幹事の職務を、「監事は本会の会計および会務執行を監査する」から、「監事は本会の会計および会務執行を監査し、総会に報告する」に改める。

✓ 理由：監事が監査結果を総会に報告することを明確化するため。

➤ 改正事項：新たに第18条に、「会長の指名により、理事のうち若干名を常務理事とすることができる。常務理事は、本会の常務を執行する。」という規定を置く。

✓ 理由：本会の常務を執行する理事を、会長が指名できることとするため。

## ●第6章：総会

- 改正事項：第19条に、「総会は、理事会が決定する電磁的方法により開催することができる。」という規定を追加する。
  - ✓ 理由：本会の総会を、電磁的方法により開催できることを明確化するため。
- 改正事項：第20条が定める総会決議事項から、「事業計画の承認」及び「収支予算の承認」を削除し、新たに「事業報告と収支決算の承認」を追加する。
  - ✓ 理由：他学会等の総会決議事項と平仄を合わせ、事業年度内での変更が必然的に生じる事業計画及び収支予算を総会決議事項から削除すると共に、会員への運営状況説明の観点から重要性の高い事業報告と収支決算を総会決議事項として明確化するため。

## ●その他事項

- 第11条の役員構成から会長代行を削除したことと合わせ、理事会の組織に係る規定から、会長代行の語を削除する（第15条、第22条）。
- 条文の増減に伴い、条文付番の変更を行なった。本文書中の条文付番は、改正案の付番と対応している。
- 本改正は、総会の承認を受けた日から施行する。